

事務連絡
令和3年8月11日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
地方厚生（支）局

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課

夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定に係るQ&Aについて

夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定については、「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」（令和3年4月30日付け保保発0430第2号・保国発0430号第1号通知。以下「本通知」という。）で示したところであるが、本通知に関連して、取扱いの詳細についてのQ&Aを別紙のとおり作成しましたので、事務の実施に当たってご留意いただきたい。

夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定に係るQ&A

Q 1 今回の夫婦共同扶養に係る通知改正の趣旨はどのようなものか。

A 夫婦共同扶養における被扶養者の認定にあたっては、被保険者の年間収入の捉え方が保険者ごとに異なっていることが原因で認定対象者が円滑に認定されず、一時的に無保険状態になるといった事象が散見されていた。

このような中、令和元年に成立した医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議で、年収がほぼ同じ夫婦の子の被扶養認定について、具体的かつ明確な基準を策定することが付された。

こうした状況を踏まえ、被保険者の年間収入について、これまでの「前年分の年間収入」が多い方の被扶養者から「今後1年間の収入見込み」が多い方の被扶養者にすることに改めたほか、保険者間等の協議が整わなかった場合の取扱い等を整理したものである。

Q 2 本通知は、認定対象者が子以外にも適用されるのか。

A 本通知は、続柄により対象が限定されないことから、子以外にも適用される。

Q 3 年間収入については、「過去の収入、現時点での収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとする」とあるが、具体的にどのように見込むのか。また、「過去の収入」「現時点での収入」「将来の収入」全ての収入を考慮しなければならないのか。

A 所得証明書や源泉徴収票等による「過去の収入」、給与明細写し等による「現時点での収入」、雇用契約書写しや事業主発行の収入見込証明書等による「将来の収入」を踏まえながら、個別の実態に応じて今後1年間の収入を見込むことになる。ただし、必ずしもこれら全ての収入を考慮しなければならないという訳ではない。

Q 4 年間収入には、賞与額を含めるのか。また、退職金や継続性のない譲渡収入等の一時的な収入、または育児休業基本給付金のように認定日時点では発生していないが1年以内に得ることが見込まれる収入については、どのように取扱うのか。

A 年間収入は、賞与額や将来の収入として基本的に支給されることが想定されるものを含めて見込む一方、退職金（分割して支払われるものを除く）や継続性のない譲渡収入等の一時的な収入は含めず見込むことになる。

Q 5 項目1（5）及び2（3）における、認定手続の際の5日間の期限を超過した場合、どのように取り扱うべきか。

A 正当な理由無く5日間の期限を過度に超過した場合は、当該保険者における被扶養者として認定を行わなければならないものとする。

Q 6 不認定通知には、認定しなかった理由(年間収入の見込み額(※)等)、標準報酬月額、届出日及び決定日を記載することが望ましいとされているが、これらの項目は全て記載すべきか。

A 本通知に列挙した項目は、他保険者等の認定事務が円滑に行われるよう認定しなかった理由等の記載を求めているものであり、可能な限り記載していただきたい。なお、被扶養者認定に係る決定について疑義がある場合は、被用者保険の保険者に限らず全ての保険者等が年間収入の算出根拠を明らかにして協議することになる。(※)年間収入の見込み額については、Q 4 の A で示した考え方にに基づき算出した今後 1 年間の収入見込みを記載する。

Q 7 不認定通知が添付されずに被扶養者の届出があった場合、不認定通知の内容を確認しなくても夫婦の年間収入から被扶養者として認定できると判断される場合、不認定通知の提出を求めず認定しても差し支えないか。

A 差し支えない。

Q 8 標準報酬月額の遡及訂正に伴い主たる生計維持者に変動が生じる場合、「遡及が判明した時点から将来に向かって決定を改める」とあるが、遡及が判明した時点とは具体的にいつか。

A 遡及が判明した時点とは、保険者等が訂正した標準報酬月額を決定した日となる。

Q 9 検認において年間収入の逆転が判明し被扶養者資格を削除する場合の認定日・削除日はいつか。また、被扶養者の削除にあたってはどのように対応すべきか。

A 検認において年間収入の逆転が判明し被扶養者資格の見直しが生じた場合、

- ① 認定時の算出方法等には瑕疵がなく、その後の事情により被扶養者の要件を満たさないこととなった場合には、当該要件を満たさなくなった時点(原則として事実発生日(例:契約変更→契約変更の適用開始日、就職→就職日、退職→退職日の翌日等)、事実発生日が明確でない場合は例えば「検認日」とするなど、保険者において事前に定めた日以降で、被扶養者を削除する届出を提出させることになる。
- ② 認定時の算出方法等に瑕疵があり、相手方の被扶養者として要件を満たしていたことが判明した場合には、相手方の保険者等が遡及して認定することを確認してから認定時に遡って取り消すこととなる。

被扶養者の削除にあたっては、事業主・被保険者に保険者等へ被扶養者の認定に係る届出及び削除に係る届出を勧奨し、届出に基づき年間収入が多くなった被保険者の保険者等が被扶養者の認定することを確認してから削除することとなる。なお、認定日は削除日と同日となることに留意されたい。

取消の場合も同様に、相手方の保険者等が認定することを確認してから取消をすることとなる。

Q10 年間収入の逆転に伴い被扶養者資格の認定・削除が生じた場合、郵便の事情や添付書類の入手にかかる事情等で届出が遅れた場合も、事実発生日に遡って認定及び削除するのか。

A 原則、Q9のA①の事実発生日等に遡及して認定及び削除することとなる。

Q11 年間収入の逆転に伴い被扶養者資格を削除する保険者等は、年間収入が多くなった被保険者の保険者等が認定することを確認したうえで削除するが、この認定の確認は保険者等が行うのか。

A 年間収入が多くなった被保険者の保険者等への認定の確認は被保険者、事業主、又は現在扶養認定をしている保険者等のいずれから行っても差し支えない。

Q12 収入逆転等による被扶養者の異動について、保険者間等で認識が一致しない等の事情により調整がつかない場合は、どのように取り扱うべきか。

A 基本的には、本通知の項目1、2及び5の被扶養者認定の取り扱いに準ずることとする。

Q13 保険者間等の協議は、担当者による電話やメールによるやり取りでもよいか。

A 協議の方法は電話やメール等、特に限定されないが経過を残すように留意する必要がある。

Q14 国民健康保険の被保険者における「直近の年間所得で見込んだ年間収入」とは、直近の課税証明書で確認できる所得金額をそのまま年間収入とすればよいのか。

A 直近の年間所得で見込んだ年間収入は、直近の課税(非課税)証明書や確定申告書等における年間所得のベースとなった年間収入等をもとに今後1年間の収入を見込むことになる。

《例えば》

- 国民健康保険の被保険者に営業等所得や不動産所得等がある場合はその所得のベースとなった収入金額から直接的必要経費と認められる金額を控除した金額をもとに今後1年間の収入を見込む。
- 国民健康保険の被保険者に給与所得がある場合であって、そのベースとなった収入金額に非課税通勤手当等の非課税の給与収入がある場合は、その金額を含んだ金額をもとに今後1年間の収入を見込む。

また、本通知の被用者保険における算出根拠の項目において「現時点の収入、将来の収入等」との記載があるが、国民健康保険においても同様に算出時点で判明している限りの現時点の収入、将来の収入等を算定根拠として構わない。

Q15 夫婦の一方が国民健康保険の被保険者の場合において、夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、夫婦とも被用者保険の取扱いと同様に、届出により主として生計を維持する者を決める取扱いとしてよいか。

A 差し支えない。

Q16 項目1(3)の共済組合の組合員に係る扶養手当等に関する取扱いは、共済組合の組合員と国民健康保険の被保険者の夫婦の場合においても同じと考えてよいか。

A 差し支えない。

Q17 夫婦の一方が国民健康保険の被保険者で、夫婦の一方または双方に課税(非課税)証明書がない場合はどう判断するのか。

A 課税(非課税)証明書に準ずる書類の提出を求める。

Q18 保険者間等の協議が整わない場合で、夫婦とも標準報酬月額が同額もしくは夫婦とも非課税で差が生じないとき、または夫婦の一方または両方に課税(非課税)証明書がないとき等は、どのように対応すべきか。

A 明らかに収入に差がある事情が確認できる場合を除き、被保険者の届出により主たる生計維持者を決定する。

Q19 主たる生計維持者が育児休業等を取得した場合、当該休業期間中は被扶養者を異動しない一方、新たに誕生した子は改めて年間収入の比較により認定するため、第一子は妻の被扶養者、第二子は夫の被扶養者というように分かれてしまうケースが想定されるが問題はないか。

A 本特例は、主として生計を維持する者が育児休業等を取得した場合において、既に被扶養者となっている者については、当該休業期間中、被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しないこととするものである。一方、新たに誕生した子については、原則通り被保険者の年間収入に基づき出生時の実態に応じて認定するため、結果として事例のように第一子と第二子が分かれることになるが、問題はない。

Q20 育児休業等の取得に伴って収入逆転が生じていたものの、本通知の特例措置に基づき異動しなかった被扶養者について、育児休業等終了後も引き続き収入が逆転している場合、どの時点で被扶養者を異動するのか。

A 育児休業等の終了日の翌日が異動にかかる事実発生日となり、検認等の際に、遡及的に適用する。

Q21 育児休業等を取得した主たる生計維持者から第1子の資格削除を希望することはできないのか。また、現在第1子を扶養認定している保険者が、第2子についても改めて夫婦間の収入比較等行わず同様に被扶養者とする扱いを提案してもよいか。

A 本通知における育児休業等に係る特例は、被扶養者の地位安定の観点から定めた取扱いであるため、第1子・第2子ともに同じ保険者の扶養とすることを受け入れ先の保険者等が認めているのであれば差し支えない。

Q22 育児休業等の中に産前産後休業は含むのか。

A 産前産後休業は、育児休業等に含む。

Q23 本通知は、夫婦の一方が認定対象者と同居し、他方が別居している場合も適用されるのか。

A 別居している場合でも、送金等により夫婦双方が認定対象者を扶養していることが認められれば、本通知が適用される。

Q24 夫婦の一方が単身赴任で海外に在住する等、日本の公的医療保険制度に加入していない場合の取り扱いはどうなるのか。

A 本通知は適用されず、あくまで申請のあった被保険者と認定対象者との関係を一般的な扶養認定における諸要件（国内居住要件等）から判断する。

具体的には、主たる生活維持者である要件について、被保険者の今後1年間の収入見込みと相手方からの生活援助額等との対比等を踏まえて、当該被保険者が主として生計を維持する者と認定できるかを判断することとなる。主たる生計維持者と認められない場合には、被扶養者認定基準を満たさないため、認定対象者は市町村国保に加入することになる。

Q25 保険課長への斡旋の依頼は、いずれの保険者等からも行うことはできるのか。

A 可能である。